

保存版

# 総会資料

令和5年度



国立市立国立第一中学校 P T A

## 令和5年度 P T A総会 議題一覧

### 議事 [1]

- 1) 令和4年度 活動報告
- 2) 令和4年度 会計報告
- 3) 令和4年度 会計監査報告
- 4) 令和5年度 活動計画 (案)
- 5) 令和5年度 予算 (案)

### 議事 [2]

- 1) 令和5年度 会則改定 (案)

### 議事 [3]

- 1) 令和5年度 P T A委員の承認
- 2) 令和4年度 P T A委員の解任

◆総会資料は1年間ご家庭で大切に保管してください。

## ごあいさつ

国立第一中学校 P T A  
令和4年度会長 村田雅世

“働き方改革” 今やあちらこちらで聞くワードですが、私たち P T A 委員も “今の時代に合った P T A 活動の在り方” を模索してきた一年でした。

負担が大きかった広報誌を終了したり、大量の印刷物を外注したり。新年度は体育大会の自転車整理を外注する、運営委員会をオール書面開催にする、などの検討をしています。

P T A 委員になった方の負担を減らすような試みはもちろん継続しますが、一方で、P T A 委員にならなかった方に、委員になった方に全部お任せするのは申し訳ない、心苦しい、などの気持ちを持たせてしまっているような様子も見受けられ、それは理想的ではないなと感じています。

日々の忙しさの中でなかなか余裕はないけれど、できれば何かのかたちで、子供がお世話になっている学校という場に手を貸したい、誰しもそんな気持ちをお持ちだと思います。人それぞれ色々なかたちで気軽に参加できるボランティア活動、自分の出来る範囲で手を貸したいという気持ちを汲み取れるような団体はどんなものがあるのか。まだまだ模索の道は長そうですが、一步ずつ近づいていけるといいなと思います。

さて、一年間を振り返る総会資料ができました。今年も無事に P T A 活動を完了することができ、一緒に活動いただいたみなさんに感謝の気持ちでいっぱいです。委員のみなさんにも委員を終えた今、この総会資料を手にとって、何か清々しい達成感のような気持ちを持っていただけたらうれしいです。

一年間お世話になった先生方、委員の方々、ならびにご協力をいただいた保護者のみなさんにこの場をお借りして心より御礼申し上げます。一年間ありがとうございました。

# 令和4年度活動報告

## ◆第1回運営委員会

6月11日(土) 10時～

総出席者 41名 (メイン会場 37名 オンライン 4名)

<協議事項>

なし

<審議事項>

なし

## ◆第2回運営委員会

10月15日(土) 10時～

総出席者 41名 (メイン会場 39名 オンライン 2名)

<協議事項>

(1) 会長副会長

①予備費より教育活動奨励費の使用について

コロナ禍から徐々に通常のイベントを行う日常に戻りつつあり、体育館で大勢が一堂に会す機会が増えてくる見込みに合わせ、学校から有孔ボードの購入について要望あり。予備費から教育活動奨励費の使用として20万円を上限とした使用を申請。合わせて繰越金が多く見込まれる場合には、PTA活動に還元できるものへの使用、内容については執行部で検討することを提案。

→審議事項 (1) -①

(2) 三学年委員

①クラス活動費について

卒業式当日に先生とのお別れの際に使用する費用として、各担任一人当たり2,000円を上限に予備費を使用することを提案。

→審議事項 (2) -①

<審議事項>

(1) 会長副会長

①予備費より教育活動奨励費の使用について

→賛成多数により承認

(2) 三学年委員

①クラス活動費について

→賛成多数により承認

◆第3回運営委員会

3月4日(土)10時～

総出席者38名(メイン会場35名オンライン3名)

<協議事項>

(1) 会長副会長

① 広報誌の廃止について

業務負担、立候補者が出にくい現状に加え、ホームページ掲載による  
広報活動が行えるようになったため、次年度以降の委員廃止を提案。

※今年度は執行部にて対応。最終号は令和5年3月に発行予定。

→審議事項(1)-①

② 令和5年度PTA会費の変更について

広報誌廃止に伴い、来年度のPTA会費を年間1,500円から1,200円に  
変更することを提案。

→審議事項(1)-②

<審議事項>

(1) 会長副会長

① 広報誌の廃止について

→賛成多数により承認

② 令和5年度PTA会費の変更について

→賛成多数により承認

## 会長・副会長

### < P T A運営・行事・その他 >

#### 【校内】

- ・ P T A総会報告書配布 5/23
- ・ 運営委員会の開催 6/11 10/15 R5. 3/4
- ・ 一中安全パトロール同行 7/20
- ・ 施設改善アンケート作成配布 7/5
- ・ 施設改善要望書作成準備打ち合わせ 8/25
- ・ 施設改善要望書教育委員会へ提出 10/26
- ・ 令和4年度会計監査立ち会い R5. 4/15
- ・ 令和5年度委員選出の手紙配布 R5. 4/6 4/7
- ・ 各学年保護者会にて委員選出手伝い R5. 4/17 4/18 4/20
- ・ 令和5年度役割分担会開催 R5. 5/13
- ・ 令和5年度総会資料配布、書面総会開催のお知らせ印刷配布 R5. 5/15

#### 【広報】

- ・ 印刷業者との打ち合わせ 11/4
- ・ 記事依頼のため3学年クラスを訪問 1/10
- ・ 記事編集作業 R5. 1/20
- ・ 印刷業者との最終打ち合わせ R5. 2/24
- ・ 配布 R5. 3/17

#### 【校外】

- ・ 国立市P T A会長協議会 5/26
- ・ 国立市立小中学校長・P T A会長等連絡会 6/30 9/29 R5. 2/27
- ・ 育成会 6/11

### < 学校の会議・行事への参加 >

- ・ 体育大会 6/4
- ・ 国立一中評議委員会 5/26 7/14 10/20 12/16 R5. 3/9
- ・ 合唱コンクール 10/31
- ・ 新入生保護者説明会 R5. 1/14

## 書 記

### <主な活動内容>

#### 【総会関連】

- ・『総会資料』用活動報告書作成の依頼・回収・まとめ(3~4月)
- ・『総会資料』の作成・印刷・製本(3~5月)

#### 【運営委員会関連】

- ・出席表の作成(毎回)
- ・各委員会の活動実績資料の作成(毎回)
- ・執行部会および運営委員会への出席、『運営委員会だより』の作成・HP掲載依頼(毎回)

#### 【その他】

- ・各委員会発行の印刷物の保存(通年)
- 

## 会 計

### <主な活動内容>

#### 【PTA会費の集金・管理】

- ・全会員向けにPTA会費案内を行い、集金・管理をする。

#### 【PTA総合保障保険の更新手続き・支払い】

- ・PTA総合保障保険の見直しや更新手続きを行い、支払いをする。

#### 【会計報告書・予算書の作成】

- ・2月に予算案(仮)会計報告書(仮)を作成、提出する。
- ・3月末をもって会計を全て締めたのち、会計報告書を完成させ会計監査を受ける。
- ・会計監査が済んだのち、来年度予算を作成・確定させる。

#### 【文具備品の管理】

- ・PTA室の備品や文具など必要なものを購入し、管理をする。
- ・印刷機やプリンターの管理をする。

## 給食委員会

給食委員会としての活動は、月1回程度の定例会開催、給食センターで行われる献立作成委員会・物資納入選定委員会への出席、給食センターでの試食会、校内での試食会・給食試食参観の開催です。主に、給食センターと学校、保護者の皆様との橋渡し役を担っています。

※2022年度は新型コロナウイルスの影響で、試食会が出来ませんでした。代替の取り組みとして、給食便りをホームページ上で掲載しました。内容としては、給食委員が給食センターで試食をしたレポート、給食センターの様子、献立で工夫されている点などを記載しました。

### 【献立作成委員会】…8月を除き毎月1回開催

月に1回、第2給食センターにおいて栄養士、調理師、教職員および国立市立の中学校3校の給食委員で献立について意見を交換する会です。当月の献立について子供達の意見を報告し、翌月の献立について材料や組み合わせ、味付け、調理法などを検討します。給食センターでは旬の食材を使ったり、季節の行事に合わせた献立を取り入れたりしながら、子供達の心身の成長を考えた、安心安全な献立作りを目指しています。(給食の感想は、主に給食委員会内でリサーチをしていました。)

### 【物資納入選定委員会(学校給食用物資納入登録者選定委員会)】…7月を除き毎月1回開催

月に1回、第1給食センターにおいて職員、栄養士、国立市立の小中学校の給食委員および業者が出席し、選定委員会が行われます。翌月使用予定の食材の見本(主に肉、魚、加工品)が業者より提出され、栄養士より説明があり落札に立ち会います。食感、質感、産地、調理後の状態など、安心して食べられる食材を適正な価格で購入できるように考慮して選定されています。

---

## 文化委員会

今年度の合唱コンクールはコロナ感染が心配されるなかでしたが、感染予防対策を十分に行い、たましんRISURUホールで、午前中だけの短縮開催をしました。学年ごとの入れ替え制とし、3年ぶりに保護者も鑑賞できました。文化セミナーはコロナ感染拡大防止のため実施しませんでした。

### 【合唱コンクール】

担当の先生と事前に当日の流れ等を確認。

下記について学校側と相談、対応を検討。

- ・保護者の受付、誘導
- ・ホール内セッティング(受付用机、案内表示等)
- ・入れ替え制に伴う保護者の動線確認
- ・終演後のホールの片付け、座席の消毒



## 安全委員会

### 【ピーポくんの家活動】

- 6月 「ピーポくんの家ご協力のお願い」を印刷配布、回答はグーグルフォームにて回収し、リスト作成。  
国立市（子ども家庭部）による「ピーポくんの家」取り組みに係る市の支援事業についての説明を受ける。協力世帯名簿を学校と市役所へ提出、市役所より協力世帯向けの資料、プレートを受領。
- 7月 新規協力世帯を訪問の上、資料、プレートを配布。
- 3月 協力世帯へお礼と、次年度継続のお願いを電話にて実施。

### 【校外安全パトロール】

- 6月 今年度パトロール実施方針の決定。  
「校外安全パトロール」実施の旨を、地域関係各所へ連絡。
- 7月 「通学路危険箇所について」のアンケート結果をもとに、「校外安全パトロール」コースの設定、コース振分表を作成。  
「校外安全パトロール」の実施。（中・東・富士見台・大学通り6コース）

### 【通学路危険箇所についてアンケート】

- 6月 「通学路危険箇所について」のアンケートを印刷配布、回収後結果集計。
- 8月 アンケート結果をもとに、「校外安全パトロール」時に現場確認を実施。
- 10月 「校外安全パトロール」の結果をもとに、「通学路危険箇所の改善に関する要望書」を作成。
- 11月 国立市役所（教育委員会）を訪問の上、「通学路危険箇所の改善に関する要望書」を提出。
- 3月 国立市より要望書の回答を受領。回答報告書をPTAのホームページに掲載。

## 芝生委員会

### 【活動内容】

学校が主体となり行っている中庭の芝生育成のお手伝いです。

- 令和4年 5/14 役員決定、新旧役員引き継ぎ
- 5/21 芝刈り作業引き継ぎ、ボランティアさんへの依頼文書配布
- 6/11 芝刈り作業
- 6/25 芝刈り作業
- 7/9 芝刈り作業
- 7/23 芝刈り作業
- 8/6 芝刈り作業
- 8/27 芝刈り作業
- 9/3 芝刈り作業
- 9/17 芝刈り作業
- 10/15 肥料土入れ作業
- 11月～ 芝生養生期間につき作業なし

- 令和5年 4/15 芝刈り作業
- 5/13 芝刈り作業、令和5年度作業予定作成、新旧役員引き継ぎ

※芝刈り作業日にはボランティアさんにもお手伝いいただきました。

### 【所感】

10月14日にエアレーション作業を予定していましたが雨天中止となり、翌15日の作業のみ実施しました。今年度は2班に分かれて作業ができ、委員の負担を軽減できました。

---

## 選出委員会

- 10月
  - ・選出委員用に Google アカウントを作成
  - ・アンケートフォーム及び QR コードの作成
  - ・「PTA 執行部募集のお知らせ（在校生用・新入生用）」の作成・内容チェック
- 1月
  - ・「PTA 執行部募集のお知らせ（在校生用・新入生用）」の印刷・配布

## 一学年 学年委員会

### <主な活動内容>

- ・修学旅行業者選定…11/12
  - ・PTA委員選出進行(新1, 2年)…4月保護者会時
- 

## 二学年 学年委員会

### <主な活動内容>

- ・一中グッズリサイクル品回収……………3月～4月
  - ・一中グッズリサイクル……………3月、4月保護者会時
  - ・次年度PTA委員選出進行……………4月保護者会時
- 

## 三学年 学年委員会

### <主な活動内容>

- ・卒業記念品選定……………7～11月
  - ・制服リサイクル……………7月、10月
  - ・卒業記念品発注……………11月
  - ・卒業記念品納品、袋詰め、贈呈、先生方への贈り物準備など……………3月
- 

## A組代表

### <主な活動内容>

- ・担任へ贈る記念品(名入りボールペン)等準備……………9～2月
- ・活動報告と引き継ぎ資料作成……………3～4月

## バレーボールサークル

P T Aバレーボールサークルは毎週水曜日と金曜日の夜、O B、O Gを交えてゲーム形式中心に体育館で活動しています。バレーボール未経験者でも楽しくプレーするのが一中P T Aバレーのモットーです。

毎年11月に開催される国立市小中学校P T Aバレーボール大会が最大のイベントです。今年も先生方、他校の保護者と交流を深めながら楽しい1日を過ごしました。

メンバーは随時募集しており見学も大歓迎です。経験者によるサポートもありますので初心者の方も安心してご参加ください。学年を越えての保護者同士の交流も楽しめます。他校との合同練習で練習場所の変更もありますので体験、見学をしたい方は事前に連絡をお願いします。

### 【主な活動】

通年

- ・練習日時 毎週水・金曜日 18:30～20:40
- ・練習場所 国立第一中学校体育館  
\*三小、五小、七小と合同練習・練習試合などあり
- ・会費 無料
- ・連絡先 東嶋 智恵子 Higasi-chi.6392@docomo.ne.jp  
田中 邦治 1808tanaka.k@gmail.com

---

## コーラスサークル

コーラスサークル『Swing Mamma』は、一中合唱コンクール保護者コーラスを母体として、平成20年3月から活動しているサークルです。

一緒にいろいろな歌を歌いながら、学年を超えた保護者同士の交流が和やかに深められています。

一中在籍生徒の保護者もしくは一中卒業生の保護者ならどなたでも参加できます。

見学と体験はいつでも受け付けています。

★活動日時：月一回、土曜日 or 日曜日の18:30～20:00

※合唱コン保護者コーラスの練習時期には、通常練習は休止して合唱コン練習に合流します。

★活動場所：一中 第二音楽室

★年会費：5,000円

★活動内容：通常練習の他、チャリティーコンサート・一中合唱コンクールなどに参加。

★講師：滝川智子先生（一中卒業生保護者、合唱コン保護者コーラス指揮指導・特別審査員）

★連絡先：一中P T Aコーラス『Swing Mamma』HP：<http://www.c-sqr.net/c/lchuchorus>

# 国立第一中学校 PTA 令和 4 年度 会計報告書

令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

【単位：円】

収入総額	支出総額	今年度残高
1, 293, 560	752, 353	541, 207

## <収入の部>

項目	予算額	実績額	付記
繰越金	630, 666	630, 666	
会費収入	673, 500	662, 890	@1, 500 × 442 名支払手数料(110)
雑収入	0	4	預金利子
計	1, 304, 166	1, 293, 560	

## <支出の部>

項目	予算額①	実績額②	差額①-②	付記	
運営費	事務費	80, 000	53, 056	26, 944	総会資料印刷代・消耗品（コピー用紙・文具等）
	慶弔費	30, 000	0	30, 000	
	小計	110, 000	53, 056	56, 944	
活動費	正副会長活動費	5, 000	5, 132	-132	事務用品費、通信費
	書記活動費	2, 000	0	2, 000	
	給食委員費	5, 000	2, 660	2, 340	試食会関連費
	広報委員費	100, 000	100, 440	-440	「たより」印刷代
	文化委員費	50, 000	2, 820	47, 180	
	安全委員費	3, 000	0	3, 000	
	芝生委員費	3, 000	0	3, 000	消耗品費
	選出委員費	3, 000	0	3, 000	
	バレーボール	8, 000	4, 000	4, 000	消耗品費等
	コーラス	8, 000	8, 000	0	謝礼金
小計	187, 000	123, 052	63, 948		
印刷機積立金	50, 000	50, 000	0	特別会計付記参照	
周年行事積立金	50, 000	50, 000	0	特別会計付記参照	
卒業生記念品代	220, 440	220, 178	262	3 年生 169 名(支払手数料 540 円)	
保険加入金	44, 700	47, 021	-2, 321	454 名(支払手数料 220 円)	
教育活動奨励費	0	198, 440	-198, 440	校庭照明(支払手数料 440 円)	
予備費	646, 526	10, 606	635, 920	3 学年各クラス花束代・包装代等	
計	1, 308, 666	752, 353	556, 313		

## <特別会計>

項目	前年度繰越金	積立金	利子	支出	次年度繰越金	付記
印刷機積立金	347, 519	50, 000	4	0	397, 523	2025 年頃買換え見込み
周年行事積立金	529, 494	50, 000	4	0	579, 498	2027 年 80 周年行事予定

上記の通りで令和 5 年 4 月 15 日に会計監査を受けました。

## 令和5年度活動計画（案）

主 な 活 動			
☆ 学校活動の円滑な推進のための支援を行う			
運 営 委 員	執 行 部	正副会長	◇運営委員会・総会の開催、PTA活動全般のサポート ◇校外の会議等への参加
		書 記	◇運営委員会の資料準備、議事録（運営委員会便り）の作成 ◇PTA総会資料の作成、記録および報告書作成 ◇PTAで発行する印刷物の整理・管理
		会 計	◇PTA会費の管理・保険加入 ◇会計報告書の作成・予算案の立案 ◇用紙・インク等の備品の管理
	給食委員		◇献立作成委員会・物資納入委員会への参加
	文化委員		◇合唱コンクール等学校行事にかかわる手伝い
	安全委員		◇パトロールやピーポくんの家など安全にかかわる活動
	芝生委員		◇芝生の維持・管理活動にかかわる手伝い
	選出委員		◇正副会長および執行部の選出にかかわる活動
	学年委員		◇翌年度委員選出時の手伝い ◇学年にかかわる活動 ◇一中グッズリサイクルの運営
	サークル活動		◇バレーボール ◇コーラス

# 国立第一中学校 P T A 令和 5 年度 予算書 (案)

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日  
(単位：円)

## 1. 一般会計

### <収入の部>

項目	令和 4 年度実績	令和 5 年度予算案	付 記
会費収入	662,890	508,800	@1,200×424(生徒家庭数+教員数)
雑収入	4	0	預金利子
前年度繰越金	630,666	541,207	昨年度残高
合 計	1,293,560	1,050,007	

### <支出の部>

項目	令和 4 年度実績	令和 5 年度予算案	付 記	
運営費	事務費	53,056	180,000	P C 等購入・消耗品購入・総会資料印刷外注他
	慶弔費	0	30,000	
	小 計	53,056	210,000	
活動費	正副会長活動費	5,132	5,000	備品・事務用品等
	書記活動費	0	2,000	備品・事務用品等
	給食委員費	2,660	5,000	交通費等
	広報委員費	100,440	0	広報誌廃止
	文化委員費	2,820	50,000	謝礼金等
	安全委員費	0	3,000	パトロール費用
	芝生委員費	0	3,000	備品・事務用品等
	選出委員費	0	3,000	備品・事務用品等
	バレーボール	4,000	8,000	大会参加費等
	コーラス	8,000	8,000	謝礼金
	小 計	123,052	87,000	
印刷機積立金	50,000	50,000	特別会計付記参照	
周年行事積立金	50,000	50,000	特別会計付記参照	
卒業生記念品代	220,178	160,800	@1200×134 名	
保険加入金	47,021	41,500	@100×415 (生徒数)	
学校活動補助費	0	16,000	※新設 体育大会自転車整理外注(案)	
予備費	10,606	434,707	注 1 参照	
教育活動奨励費	198,440	—	注 2 参照	
翌年度繰越金	541,207	—		
合 計	1,293,560	1,050,007		

注 1) 学年単位で活動を行う際、各クラス 2,000 円を上限に使用できる。事前に運営委員会で審議のこと。

注 2) 翌年度繰越金が 200,000 円を超過した場合、超過額を上限に教育活動奨励費として翌年度に使用できる。その際は事前に運営委員会で審議のこと。

## 2. 特別会計 (積立金)

項目	前年度繰越金	積立予算案	付 記
印刷機積立金	397,523	50,000	2025 年頃印刷機買い換え見込み
周年行事積立金	579,498	50,000	2027 年 80 周年行事予定

# 会則改正提案について

以下の通り、会則の改正を提案いたします。

## [改正前]

第六章 会計  
第十三条 会費は、年額1,500円とする。その徴収方法については、細則で定める。

## [改正後]

第六章 会計  
第十三条 会費は、年額1,200円とする。その徴収方法については、細則で定める。

第十三章 附則  
第四十九条 7、令和5年5月22日 一部改正（第六章 第十三条）



# 東京都国立市立国立第一中学校PTA会則（案）

## 第一章 名称と事務所

第 一 条 この会は、東京都国立市立国立第一中学校PTAと称し、事務所の所在地は、国立市東四丁目24番1号(同校内)とする。

## 第二章 目的

第 二 条 この会は、保護者と教職員が一体となり、地域社会の協力を得て、生徒が民主国家の一員として正しく健やかに成長し、かつ幸福な生活を営むよう努力し、あわせて会員相互の教養を高め、親睦をはかることを目的とし、昭和23年3月15日設立する。

## 第三章 方針

第 三 条 この会は、教育を本旨とする民主的な団体として活動する。

第 四 条 この会は、生徒の福祉のために活動する他の社会的諸団体および機関と協力する。

第 五 条 この会は、国および地方公共団体に対し、適正かつ充実した教育予算を編成するようはたらきかける。

第 六 条 この会は、自主的で独立した団体であり、他のいかなる団体によっても統制され、あるいは干渉されることがあってはならない。また、特定の政党や宗派にかたよることなく、営利的な行為はおこなわない。

第 七 条 この会は、学校教育活動に協力し、学校の管理や教職員の人事については直接には関与しない。

## 第四章 活動

第 八 条 この会は、第二章の目的を達成するために、以下の活動をおこなう。

- 1、家庭と学校との緊密な連絡を保ち、学校がおこなう教育活動に協力する。
- 2、学校および地域の教育環境の向上に努める。
- 3、会員の教養を高め、また相互の親睦をはかる。
- 4、国立市内公立小中学校のPTAまたは同種の団体と協力する。
- 5、その他必要な活動をおこなう。

## 第五章 会員

第 九 条 会員の資格は、国立第一中学校に在籍する生徒の保護者またはこれに代わる人、および同校に勤務する教職員にある。

第 十 条 会員は、世帯を単位とし、所定の会費を納めるものとする。

第 十 一 条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

## 第六章 会計

第 十 二 条 この会の経費は、会費、寄附金、およびその他の収益をもってこれにあてる。

第 十 三 条 会費は、年額1,200円とする。その徴収方法については、細則で定める。

第 十 四 条 会費の額を変更する場合、あるいは第十二条に定められた費目以外の新たな資金の獲得を決定し、または会員もしくは会員以外の者に寄附を求める場合は、総会の承認を得なければならない。

第 十 五 条 この会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて執行される。

第 十 六 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 十 七 条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第七章 会長、副会長

第 十 八 条 この会に会長、副会長をおく。

- 1、会 長 一名（保護者）
- 2、副 会 長 三名以上（保護者二名以上、教職員一名）

第 十 九 条 会長、副会長は、他の委員を兼ねることはできない。

第 二 十 条 会長、副会長は、全会員の中から、総会において、委任状を除く出席者の無記名投票によって、選挙する。立候補者が定数の場合は、総会の承認を得るものとする。但し、

副会長一名は、教職員の互選により選出し、総会の承認を得るものとする。

第二十一条 会長、副会長の任期は、一年とする。

第二十二条 年度の途中で会長、副会長に欠員が生じた場合は、原則としてその会長、副会長を補充する。その場合の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

第二十三条 会長、副会長の任務は以下の通りとする。

1、会長は、この会を代表し、会務を総理し、総会、運営委員会を招集する。また、会計監査委員ならびに選挙管理委員の会議を除くすべての会議に出席して、意見を述べることができる。

2、副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときはその代理をする。

## 第八章 会計監査委員

第二十四条 この会の経理を随時監査し、総会に報告するために二名の会計監査委員をおく。

第二十五条 会計監査委員は、総会の承認を得るものとする。

第二十六条 会計監査委員は、他の委員を兼ねることはできない。

第二十七条 会計監査委員の任期は、一年とする。

## 第九章 総会

第二十八条 総会は、この会の最高議決機関である。

1、総会は、全会員によって構成され、会員の五分の一以上の出席をもって、成立する。

2、総会は、定期総会、臨時総会とする。

3、定期総会は年度の初めに、また臨時総会は必要に応じて開催する。

第二十九条 定期総会は、以下のことをおこなうものとする。

- ・前年度の決算と会計監査の承認
- ・会長、副会長の決定および会計監査委員の承認
- ・活動計画と予算の決定
- ・その他必要な案件の処理

第三十条 運営委員会が開催の必要を認めた場合、または会員の五分の一以上の開催の要求があった場合は、会長は臨時総会を召集しなければならない。

第三十一条 総会議長への議事の委任を内容とする委任状による出席を認める。但し、第二十条に定められた投票の権利は、これを委任することができない。

第三十二条 総会の運営は、会員の中から選出した若干名の議長によっておこなわれる。

但し、議長の任期は総会の会期中とする。

第三十三条 総会の日時、場所および議題は、七日前までに会員に通知しなければならない。

## 第十章 運営委員会

第三十四条 運営委員会は、総会によって委任され、次の総会までの期間、この会の活動を日常的に遂行するために、会長、副会長、各学年代表ならびに各委員および教職員の代表によって構成される。

第三十五条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関である。

第三十六条 運営委員会の任務は以下の通りである。

1、総会に提出する議案、および予算案を作成・審議し、総会から委任された案件を処理する。

2、委員会がおこなう活動に関する計画を審議し、相互の連絡調整をはかる。

3、その他、緊急な案件を処理し、必要に応じて臨時に特別委員会を設けることができる。

第三十七条 会長は、運営委員会開催の必要を認めたとき、または運営委員会構成員二分の一以上の開催要求があった場合、運営委員会を招集しなければならない。

第三十八条 運営委員会構成員を除くすべての会員は、オブザーヴァーとして運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

第三十九条 この会の活動をすすめるために必要な委員会を設けることができる。

## 第十一章 選出・選挙

第四十条

1、会長、副会長の選出に関する事務全般を処理する委員会を設ける。この委員会は総会の承認を得るものとする。

2、この委員会は、選挙に関する事務全般を処理するものとする。

3、この委員会は、選挙における公平性を保つため、第二十条に定められた投票の権利を持たないものとする。

第四十一条

会員は、会長、副会長の候補者を推薦することも、また自ら立候補することもできる。

推薦する場合は、本人の同意を得なければならない。選挙をおこなう七日前までに、候補者の氏名、PTAにおける経歴等を、会員に通知しなければならない。

## 第十二章 議事手続き

第四十二条

すべての会議は、それぞれの会議の構成員の中から互選された議長が、司会する。

第四十三条

第二十八条第1項に定められた総会を除くすべての会議は、それぞれの会議の構成員の二分の一以上の出席をもって、成立する。

第四十四条

議事は、会則改正の場合を除き、出席者の二分の一以上の賛成によって決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第四十五条

この会則は、総会において、委任状を除く出席者の三分の二以上の賛成によって、改正することができる。但し改正案は、総会の七日前までに、会員に通知しなければならない。

第四十六条

国立第一中学校の学校長は、この会のすべての会議に出席し、意見を述べることができる。

## 第十三章 附 則

第四十七条

この会則の施行細則は、運営委員会によって制定することができる。但し、運営委員会が細則を改正した場合は、次の総会で承認を得なければならない。

第四十八条

この会の事務所に、以下の帳簿を整え、会員に対してはいつでも公開するものとする。

第四十九条

会員名簿、記録簿、会計帳簿、会費領収原簿、備品台帳

この会則は、1999年5月15日より施行する。

2、平成20年4月1日 一部改正（第四章 第八条 4）

3、平成20年5月10日 一部改正（第一章 第一条）

4、平成24年5月12日 一部改正（第七章 第二十条、第八章 第二十五条、第十一章 第四十条および第四十一条）

5、平成29年5月13日 一部改正（第八章 第二十五条、第九章 第二十九条および第三十一条、第十一章 第四十条および第四十一条）

6、令和3年5月21日 一部改正（第一章 第一条、第二章 第二条、第七章 第十八条、第八章 第二十四条）

7、令和4年5月23日 一部改正（第六章 第十三条）

8、令和5年5月22日 一部改正（第六章 第十三条）

# 細 則

- 第 一 条
- 1、 運営委員会に所属する委員会の任務は、以下の通りである。
    - イ、この会の会員ならびに関係団体に対して、情報を伝達し、あわせて相互の意見の交換をはかる。
    - ロ、充実した学校給食の実現をめざして協力する。
    - ハ、会員相互の連絡と親睦をはかり、各種活動に協力する。
  - 二、その他、事務的な仕事を処理する。
  - 2、 学年委員会の任務は、以下の通りである。
    - イ、学年固有の教育問題についての理解を深め、教育環境の向上をめざして、学校と家庭との協力を緊密にする。
    - ロ、会員相互の向上をはかるために活動する。
    - ハ、会員相互の連絡と親睦をはかり、各種活動に協力する。

- 第 二 条 委員の選出
- 1、 運営委員会  
それぞれの学級から、原則として二名以上で選出された委員によって、構成される。委員は、当該総会資料の活動計画に記載されている委員会に属する。
  - 2、 学年委員会  
イ、学年ごとに編成された学年委員会は、帰属するそれぞれの学級から、原則として二名ずつ選出された委員によって、構成される。委員の中から互選された学年正副代表は、運営委員会に参加する。  
ロ、特別支援学級A組に帰属する会員の中から選出された学年委員は学年委員会に所属し、代表一名は運営委員会に参加する。  
ハ、学年正副代表からの委任状を持参して代理の学年委員が運営委員会に出席した場合、学年正副代表と同じ権利を保障する。
  - 3、 教職員  
当該総会資料の活動計画に記載されている委員会担当教職員を、選出する。

- 第 三 条 給食審議委員は、給食委員会および運営委員会において、給食審議会に関する報告をおこない、また意見を求めることができる。

- 第 四 条 会費は、原則として年額を一括納入する。但し転入した会員に関しては、一学期に転入をした場合は全額を、二学期に転入をした場合は三分の二の金額を、三学期に転入をした場合は三分の一の金額を徴収するものとする。  
特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。

- 第 五 条 慶弔規定
- 1、この規定は、国立第一中学校PTA慶弔規定という。
  - 2、この規定は、国立第一中学校PTA会員ならびに会員の家族に祝意および弔慰を表すことを定めるものである。
  - 3、祝意および弔慰を表す額は、以下のよう定める。

イ、教職員が結婚した場合および第一子が誕生した場合	5,000 円
ロ、生徒が死去した場合	10,000 円
ハ、生徒の保護者、教職員が死去した場合	10,000 円
ニ、教職員の配偶者が死去した場合	5,000 円
ホ、会員の家庭が火災などで罹災し、著しい被害を被った場合	5,000 円
  - 4、この規定に定めのない場合は、運営委員会に諮って決定する。

- 第 六 条 この細則は平成19年5月19日より施行する。
- 2、平成24年5月12日 一部改正（第二条 1）
  - 3、平成27年4月27日 一部改正（第二条 2 ロ）
  - 4、平成31年5月11日 一部改正（第二条 2 ハ、第二条 3）